

違法な客引きに注意！

繁華街一帯の路上において、違法な客引き行為が発生しています。客引き行為の内容は、「お店お探しじゃないですか」「いいお店がありますよ」などと声をかけながら付きまとうものです。紹介された店に行くと、飲食物提供の遅れや高額な支払いの請求をされることがあります。

このような被害に遭わないために、「酔った勢いでついて行かない」「断る勇気を持つ」等の対策をお願いします。繁華街での客引き行為は条例違反です。客引き行為等を用いた店舗は絶対に利用しないようにしましょう。
(生活安全課 ☎328-2397)

消費者トラブル注意報

■事例1:健康食品の定期購入にご注意を

インターネット通販で1回限りのお試し商品と思い、500円のサプリメントを注文した。約1か月を過ぎたところ、2回目の商品が届いた。請求金額は6,800円。販売会社に連絡すると、定期購入全4回であることが判明した。定期購入という表記は読んでいないし知らなかった。解約できないだろうか。

→トラブル防止のポイント
・定期購入が条件であることや定期購入期間中は解約できないことを認識しづらいホームページが多いことを念頭に置いて契約内容や解約条件を確認しましょう。
・事業者と連絡をした記録を残しておきましょう。

■事例2:突然のインターネット警告にはご注意ください

インターネット利用中に突然、警告音が鳴り、「ウイルスに感染している」と表示された。記載の電話番号

号にかけたところ、38,000円のウイルス対策ソフトのインストールを指示され、カード決済した。しかし、後から調べてみるとウイルス感染していたわけではなく、ウイルス対策ソフトを買わせるための偽の警告表示であることが分かった。

→トラブル防止のポイント
・警告画面が表示されても慌てて事業者と連絡したり、セキュリティソフト等の契約をしたりしないようにしましょう。
消費者トラブルで困ったら、1人で悩まず、迷わず消費者センター(平日午前9時～午後5時)へ相談ください。
(消費者センター ☎353-2500)

6月7日～13日は危険物安全週間

私たちの生活に欠かせないガソリンや灯油、高濃度の消毒用アルコールなどは、取り扱いを誤ると火災等の事故につながる危険性があります。火災危険性の高い物品は「危険物」として消防法で規制されていますが、全国的にも危険物の事故は後を絶ちません。

消防局では、総務省消防庁が推進する毎年6月の「危険物安全週間」に危険物に対する保安意識の高揚を広く呼びかけています。身の回りにある危険物の取り扱いや保管の方法について、引火や漏れのおそれがないか安全確認をしましょう。
—令和2年度危険物安全週間推進標語—
「訓練で 確かな信頼 積み重ね」
(消防局指導課 ☎363-7173)

住宅用火災警報器を定期的に点検しましょう

自宅に設置されている住宅用火災警報器の電池が切れていないか、「警報器のボタンを押す」、「紐を引く」などして、音が鳴るかの確認をしましょう。正常に作動しない場合は電池切れや故障の可能性があるので、本体の取

り替えや電池交換をし、いざという時にきちんと作動するように、日頃からお手入れを行いましょう。

詳しくは、市消防局フェイスブックへ。
(消防局予防課 ☎363-0263)



飲用井戸の水質検査をしましょう

飲み水のために井戸を設置している方は、年に1回以上、水質検査を行いましょう。
※水質検査は民間の検査機関で実施。費用の自己負担あり。
※城南町の未給水地域の飲用井戸は補助制度があります。
詳しくは、城南総合出張所または南区役所総務企画課へ。
(生活衛生課 ☎364-3187)

犬・猫の譲渡を希望される方はお電話ください

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、現在、犬・猫の見学と譲渡前講習会は中止しています。ただし、譲渡を希望される方へは事前予約で対応していますので、電話で問い合わせてください。譲渡には条件あり。
☎市動物愛護センター
詳しくはこちら→
(市動物愛護センター ☎380-2153)



ペットを迷子にしないで！

【迷子にさせないように注意しましょう】
雷や花火の日は特に迷子の動物が増えます。玄関・門の戸締りや、首輪や鎖・リードの傷み、首輪の緩みがないか日ごろからこまめに点検しましょう。また、雷雨や花火の日は事前に家の中に入れるなどの対策をとりましょう。
【必ずリードでつなぎましょう】
リードや綱をつけずに散歩させることは、動物の迷子や事故の原因になります。また、条例でも禁止されています。

【猫は完全屋内飼育をしましょう】

病気や交通事故から飼い猫を守るため、糞尿被害やいたずらなどで周囲に迷惑をかけないためにも、猫は外に出さず完全屋内飼育をしましょう。猫の屋内飼育は、条例で努力義務として定められています。

【迷子札をつけましょう】

飼い主の電話番号を記した名札(迷子札)をつけましょう。犬の場合は、犬の鑑札と狂犬病予防注射済票も一緒につけましょう。

【ペットが迷子になってしまったら】

万が一迷子になってしまった場合は、すぐに探し始め、市内で迷子になった場合は市動物愛護センターや最寄りの警察署へ連絡ください。
(市動物愛護センター ☎380-2153)

しごと・経済

「パワーハラスメント防止措置」が事業主の義務に！

☎6月～パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等を規定した改正労働施策総合推進法が施行されます ※中小企業は令和4年(2022年)3月31日までは努力義務。

■事業主は次の措置を講じなければなりません

- ①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針の明確化およびその周知・啓発、
- ②相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、
- ③職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応、
- ④相談者等のプライバシーを保護するための必要な措置を講じることとその労働者への周知等

■事業主に相談等をした労働者に対する不利益扱いが禁止されます

☎熊本労働局雇用環境・均等室(☎352-3865)
(しごとづくり推進室 ☎328-2377)

くらしの中の人権 79

人権擁護委員をご存知ですか？

6月1日は「人権擁護委員の日」です。人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」として活動しています。人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアです。人権擁護委員制度は、弁護士や教育関係者等さまざまな分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国に例を見ない制度として発足しました。女性、子ども、障がい者、高齢者等をめぐる人権の問題や近隣とのトラブルなど、身近なことで困っていることはありませんか。人権擁護委員が、皆さんとともに問題解決のための方法を考えます。

- 【みんなの人権110番】(☎0570-003-110)
 - 【子どもの人権110番】(☎0120-007-110)
 - 【女性の人権ホットライン】(☎0570-070-810)
- (人権政策課 ☎328-2333)

火の国まつり、江津湖花火大会の開催中止について

新型コロナウイルス感染症の収束の先行きが見えない中、参加者および来場者の健康や命を守ることを最優先に考え、令和2年度の火の国まつり、江津湖花火大会の中止を決定しました。
(イベント推進課 ☎328-2948)

みんなで応援しよう！

6月ホームゲーム

“市民力74万馬力”でJ2昇格を目指すロアッソ熊本を応援しよう!!

日時	場所	対戦相手
14日(日)午後7時～	えがお健康スタジアム (県民総合運動公園 陸上競技場)	AC長野パルセイロ
21日(日)午後5時～		カマタマーレ讃岐

☎株式会社アスリートクラブ熊本(☎283-1200) ロアッソくん
※スポーツ振興課ではチケットの販売はしていません。
(スポーツ振興課 ☎328-2724)



市外局番 096 を省略しています ●「〒860-8601」は市役所専用番号です。住所の記載なしで郵便物が届きます。

広告

7月OPEN予定
桜十字が
介護サービス
4事業所を
同時開設！

通所介護 / 居宅介護支援
訪問介護 / 福祉用具貸与

運営 株式会社 桜十字 熊本市南区御幸木部1-1-1 TEL 096-378-1111



県内14店舗目!!
Let's UJI! 熊本北店
機能訓練に特化した
1日型デイサービスOPEN!

- 熊本初! 炭酸風呂
 - 送迎 入浴付き! 福祉車両リフト浴
 - 最新! ウォーターベッド
 - 機能訓練と生活支援が充実!
 - 理学療法士が徹底支援
 - 季節を感じる家庭菜園&料理教室
- お問合せ 随時、見学を受付けております。お気軽にご相談ください。
TEL.080-3697-5288 担当: 大村
〒860-0085熊本県熊本市北区高平3-42-3

